

吹田市長
後藤 圭二 殿

吹田市労働組合連合会
執行委員長 丹羽野 和夫



会計年度任用職員の身分保障と処遇改善についての要求書

日頃より地方自治の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは、住民のいのちとくらしを守るために、連日奮闘しています。いま、私たちの職場では、職員数の4割を超える会計年度任用職員が重要な役割を担い、自治体業務を支えています。行政運営を進める上で、正規職員はもちろん、会計年度任用職員の存在も欠かせないものになっています。しかし、会計年度任用職員は、雇用に不安を募らせ、低すぎる賃金や一時金、休暇制度の違いにさいなまれています。身分の保障が無く、雇止めにあったり、働きづけられないなどで、経験、専門性ある職員が職場を去ることは、職場にとっても住民にとってもマイナスです。

このようなことで、今年4月26日の「地方自治法」改正で、一時金支給について勤勉手当の支給が可能となりました。また、昨年12月23日に総務省は、再度の任用について公募が必須でない旨の通知を発出しています。法改正や通知の趣旨を踏まえ、改正法の施行を待つことなく、ただちに身分保障と処遇改善を行うよう、下記のとおり求めます。

記

1. 会計年度任用職員も公務員として身分保障を行い、「雇い止め」は行わないこと。特に、再度の任用については、総務省通知（令和4年12月23日）を踏まえ、従前の勤務実績に基づく能力の実証による「公募によらない再度の任用」を基本とし、公募は、増員や欠員補充、新たな業務発生に伴う新規募集の場合に限定すること。
2. 会計年度任用職員の賃金水準については、職務と責任に応じたものとすること。少なくとも総務省通知（令和4年12月23日）を踏まえ、最低賃金を下回らないようにすること。
3. 正規職員の給料表改定にあわせて会計年度任用職員の賃金引き上げを行うこと。総務省通知（総行給第21号 令和5年5月2日）を踏まえ、今年度の4月に遡及して実施すること。また、必要な財政措置を国に求めるこ。
4. 改正地方自治法（令和5年4月26日）を踏まえ、全ての会計年度任用職員について、早急に勤勉手当相当分を支給し、正規職員と同じ月数の一時金とすること。なお、その際に月例給や期末手当の削減、勤務時間の短縮を行わないこと。また、必要な財政措置を国に求めるこ。
5. 病気休暇等の有給化をはじめ、休暇制度や労働安全衛生等について、正規職員との「均等待遇」とすること。